

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
高周波振動試験装置の 解体撤去等 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁航空装備 研究所管理部会計課 長 木村 浩一 東京都立川市栄町1- 2-10	R5. 6. 30	株式会社守谷商 会 東京都中央区八 重洲1丁目4番22 号	2010001059025	本件の履行に必要な、高周波振動試験装置の構造（製造図面等）、分解・溶接方法、構成品解体諸元、基礎構造、給電・給水構造等に関する専門的知識及び解体に関する技術を有していることが必要不可欠であり公募を実施した結果、応募者が該者一者で評価基準を満たしているため。（会計法第29条の3第4項）（公募）	26,989,600	26,950,000	99.85%					6043
島嶼防衛用高速滑空弾 の性能確認試験（安全 性試験）データ解析に 関する役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁航空装備 研究所管理部会計課 長 木村 浩一 東京都立川市栄町1- 2-10	R5. 6. 16	三菱重工株式 会社	801040150387	本件の履行に必要な、島嶼防衛用高速滑空弾の主要構成要素の機能、性能、及び特徴に関する専門的知識を有しているとともに、特にロケットモータを設計・製造し、評価できる知識及び技術を有していることが必要不可欠であり公募を実施した結果、応募者が該者一者で評価基準を満たしているため。（会計法第29条の3第4項）（公募）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	12,848,000	-					16002
戦闘機用エンジンシス テムの適応性向上技術 に関する性能確認試験 のうちコアエンジン試 験のための技術支援 (その1) 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁航空装備 研究所管理部会計課 長 木村 浩一 東京都立川市栄町1- 2-10	R5. 6. 2	株式会社IHI 東京都江東区豊 洲三丁目1番1号	4010601031604	本件の履行に必要な、戦闘機用エンジン要素（その2）の研究試作のうちコアエンジン及びコアエンジン試験用支援器材、及び戦闘機用エンジンの適応性向上技術に関する構成品並びに戦闘機用エンジンシステムの適応性向上技術に関するエンジン部品について、性能、機能、構造、運転及び整備に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり公募を実施した結果、応募者が該者一者で評価基準を満たしているため。（会計法第29条の3第4項）（公募）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	44,150,700	-					17005
戦闘機用エンジンシス テムの適応性向上技術 に関する性能確認試験 のうちコアエンジン試 験のための技術支援 (その2) 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁航空装備 研究所管理部会計課 長 木村 浩一 東京都立川市栄町1- 2-10	R5. 6. 2	シンフォニアテ クノロジー株式 会社 東京都港区芝大 門1丁目1番30号	2010401054443	本件の履行に必要な、戦闘機用エンジン要素（その2）の研究試作のうちコアエンジンのスタータ及びジェネレータ系統について性能、機能、構造、運転及び整備に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり公募を実施した結果、応募者が該者一者で評価基準を満たしているため。（会計法第29条の3第4項）（公募）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	3,575,000	-					17006

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数	
低コントラスト目標画 像誘導技術の性能確認 試験のための技術支援 (その3) 1件	分任支出負担行為担 当官 防衛装備庁航空装備 研究所管理部会計課 長 木村 浩一 東京都立川市栄町1- 2-10	R5.6.27	川崎重工業株式 会社 神戸市中央区東 川崎町三丁目1 番地1号	1140001005719	本件の履行に必要な、低コントラスト目標 画像誘導技術の成果を継承し、当該調達に 必要となる技術又は設備等を有しているこ とが必要不可欠であり公募を実施した結 果、応募者が該者一者で評価基準を満たし ているため。(会計法第29条の3第4 項)(公募)	同種の他の契 約の予定価格 を類推される おそれがある ため公表しな い。	32,495,100	-					17007

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。